

根 拠

科学技術基本法（平成7年）第4条

地方公共団体は、科学技術の振興に関し国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

位 置 付 け

山形県として今後取り組むべき科学技術政策の基本方針とその推進方策を示し、これに基づき科学技術の振興を推進するもの。

改 訂 の 趣 旨

現大綱（推進期間：平成18年度から平成27年度）の策定以降、社会情勢や本県を取り巻く環境が大きく変動していることから、現大綱の基本理念及び重点施策等の検証を加え、中長期的な視点による次の科学技術政策大綱を策定する。

構 成

基本理念・・・ 科学技術政策大綱が目指すコンセプト
 基本目標・・・ 基本理念を達成するための目標
 推進方向・・・ 基本目標を推進するための目指す方向
 重点推進方策・・・ 推進方向を達成するためのより具体的な取り組み内容

変 遷

- 平成10年11月 山形県科学技術政策大綱 策定
 推進期間：平成11年度～17年度の7年間
 基本理念：「豊かで幸せな県民生活実現のために」
- 平成18年3月 やまがた科学技術政策大綱 策定
 推進期間：平成18年度～27年度の10年間
 基本理念：「知の協創が拓く『子ども夢未来』」
- 平成24年3月 やまがた科学技術政策大綱 改訂[基本理念、推進方向、重点推進方策を変更]
 基本理念：「先進的な科学技術による県内産業の発展と安全で豊かな県民生活の実現」

次期山形県科学技術政策大綱策定の考え方(案)

1 次期大綱の推進期間

5年間(平成28年度～平成32年度)とする。

[科学技術革新が激しいことから、従来の推進期間よりも短い期間を設定]

2 基本理念、基本目標、推進方向

社会情勢、本県の現状と将来見通し、国の第5期科学技術基本計画、山形県総合発展計画及び関係部局の振興計画等を基に、科学技術会議委員の意見を踏まえ、新たな基本理念のもと作り直すものとする。

3 審議会議、審議計画

次期大綱への提言については、平成27年度に開催する山形県科学技術会議で決定する。

提言案を作成し、内容に検討を加え、科学技術会議に提案するため、検討部会、ワーキンググループを設ける。

なお、大綱における知的財産部分については、知的財産管理委員会の意見を参考とする。

(1) 山形県科学技術会議

科学技術会議委員により次期大綱提言案を審議し、平成28年3月に知事へ提言を行う。

第1回会議(7月) 提言の骨子整理

第2回会議(12月) 次期大綱及び重点方策への提言原案まとめ

第3回会議(3月) 提言案の最終調整

(2) 検討部会

提言の骨子案、素案検討、提言案調整のため、科学技術会議の有識者5名程度からなる検討部会を設置し、検討結果を科学技術会議に提案する。[年3回開催]

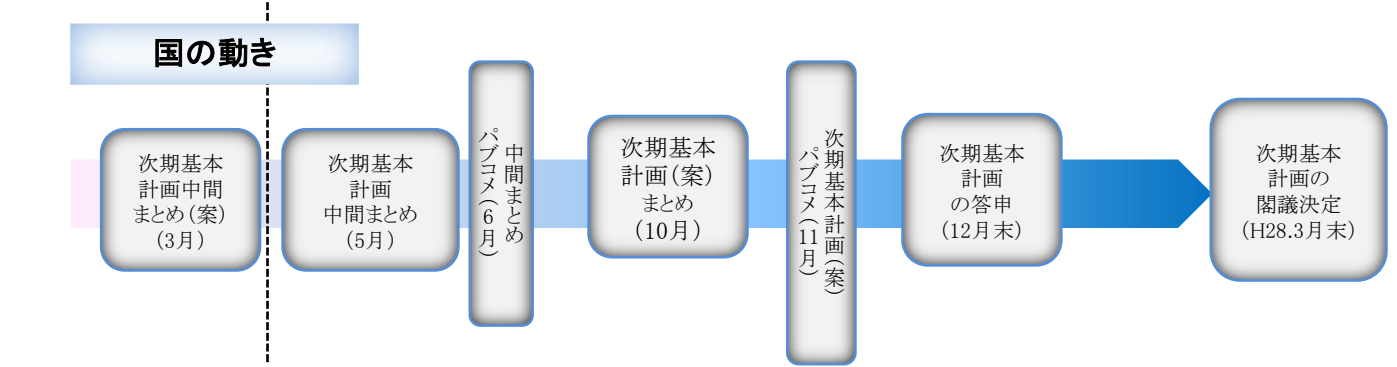
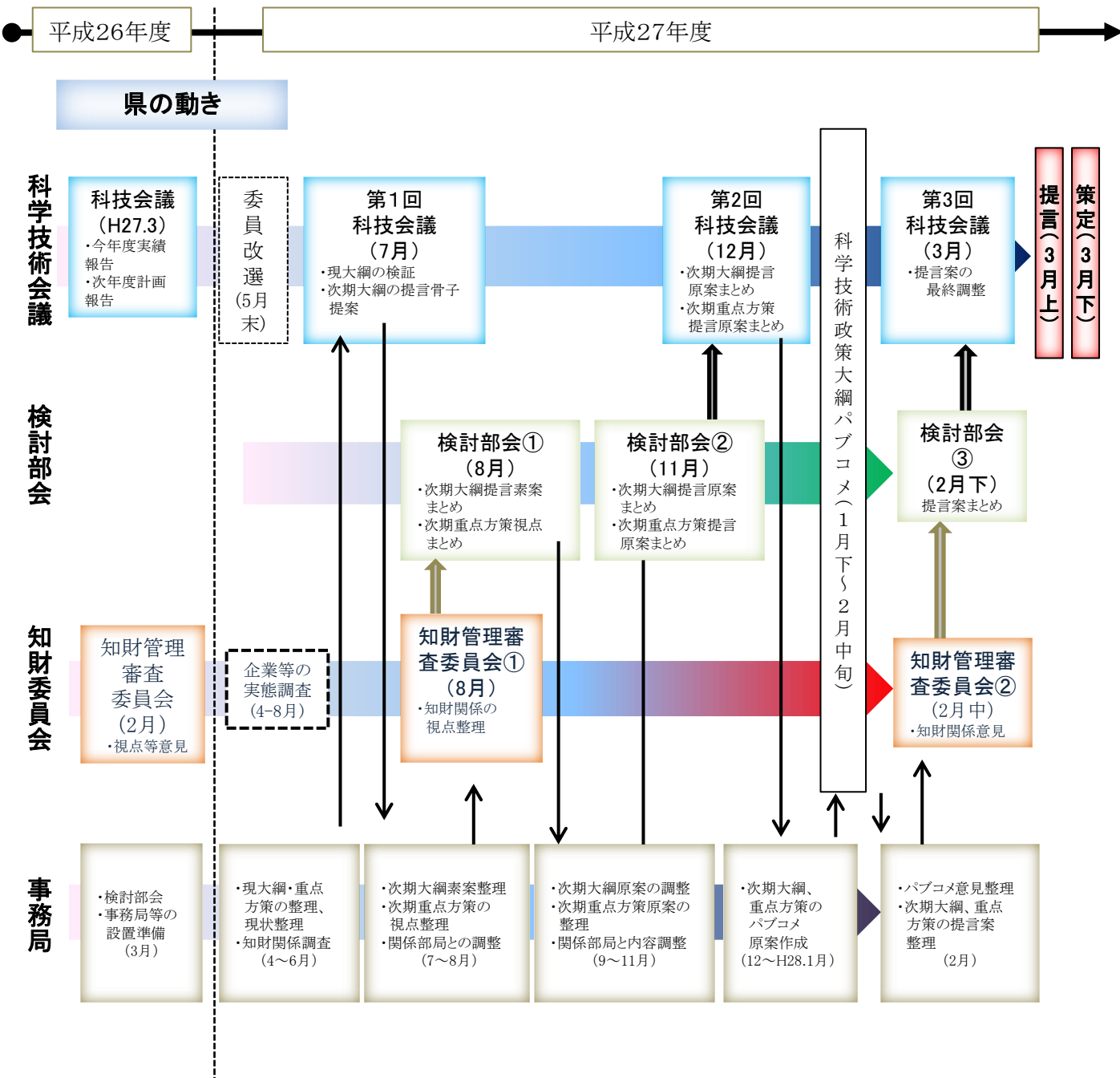
(3) 知的財産管理委員会

知的財産の戦略的な活用促進の観点から検討し、検討部会に提案する。
[年2回開催]

(4) ワーキンググループ

県の科学技術政策、産業政策、教育政策等を担当する職員により構成し、科学技術を取り巻く現状や課題を踏まえて、本県の科学技術政策の見直しを検討し、検討部会、知的財産管理委員会の原案として調整する。[年4回開催]

次期山形県科学技術政策大綱の策定スケジュール



山形県科学技術会議設置要綱

(目的)

第1条 山形県における科学技術の振興を図り、県民生活の質の向上と地域経済の発展に資するため、山形県科学技術会議(以下「科学技術会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 科学技術会議は、次に掲げる事項について審議し、必要に応じて知事に提言を行う。

- (1) 科学技術に関する基本的かつ総合的な政策に関すること。
- (2) 研究開発の推進に関すること。
- (3) 公設試験研究機関の活性化に関すること。
- (4) その他科学技術の振興に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 科学技術会議は、委員17名以内で構成する。

2 委員は、有識者のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 科学技術会議に会長を置くものとし、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、科学技術会議を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 科学技術会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 科学技術会議に、専門的な事項を検討させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び知事が委嘱する委員で構成する。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第7条 科学技術会議の庶務は、商工労働観光部工業戦略技術振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、科学技術会議の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。